

講義録レポート

講義録コード

2012950110

講 座	司法試験講座	科目①	公開セミナー
目標年	2012年完成 法律対策	科目②	知識と答案作成力の習得
コース	予備・法科併願	回 数	1 回
		通算回数	1 回
用 途	☒ 個別DVD ・ ☐ 集合DVD ☐ WEB通信 ・ ☐ カセット通信 ・ ☐ DVD通信 ・ ☐ 資料通信 ・ ☐ DL通信		

収録日	2011年 8 月 16 日		
講師名	渡邊 仁先生	内 訳	板書枚数 2 枚 ※レポート含まず 補助レジュメ枚数 13枚 その他 () 枚

授業構成	無料公開セミナー 37分		
実施テスト	有 ・ ☒ 無		
対応テスト	<ミニテスト>	()	第 回
	<答練・演習>	()	第 回
使用教材	●基本テキスト []		
配布教材	●教材(テキスト・問題集) ()		
	()		
備考	*DVDご視聴の方へ*正確な講義時間につきましては、DVDケースの背表紙下に記載されていますので適宜ご確認下さい。 (例) ①51 記載の場合、前半講義 51分 (答練・演習の場合は、解説もしくは事前講義 51分を表します)		

T A C 司法試験講座

(/) - (/) - (/)

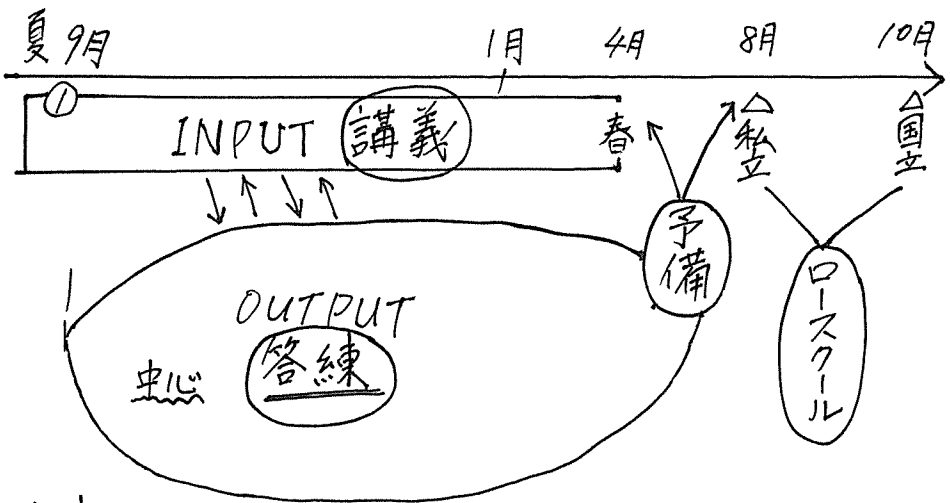
司法試験講座	講義録	コース	予備・法科希望	科目	公開セミナー 知識・読解・作文 の習得	回数	/
--------	-----	-----	---------	----	---------------------------	----	---

配付物	☐ 基礎演習: 回	☐ 論文答練(問題 解説 答案用紙 その他)	講師	新保義隆 先生
	☐ 応用演習: 回	☐ 短答答練(問題 解説 答案用紙 その他)		
	☐ その他()	☐ 配付物なし		

テキストページ

黒板内容

2013年



答練

(論文) バランスよく!

形式

実質

問題にあわせて
具体的にあてはめる

① INPUT デバイス
講義

★合格答案集「120選」など

政教分離佳

あらかじめ準備するもの

ex 論証 答案構成

レジュメ P.25 ~

フレーム

- 形 第1, 第2
- 実 第3, 第4

司法試験講座	講義録	コース	予備・法科併願	科目	公開セミナー 憲法と答練作成 の習得	回数	1
--------	-----	-----	---------	----	--------------------------	----	---

配付物	☐ 基礎演習: 回 ☐ 応用演習: 回 ☐ その他()	☐ 論文答練(問題 解説 答案用紙 その他) ☐ 短答答練(問題 解説 答案用紙 その他) ☐ 配付物なし	講師	新保義隆. 先生
-----	---	--	----	-------------

テキストページ

黒板内容

(日頃) ... 形式

(政教分離の意キ" 条文3つ

(問) 20条3項の「宗教的活動」にあたるか。

2. 性質

順序 → 3. 内容(分離の程度)

→ 4. 判断基準

→ 5. あてはめ (実質)

//
現場

2012 年入学目標 法科大学院 法律総合答練

基礎答練・憲法第 1 回 第 2 問 解説

問題

内閣総理大臣 X は、その就任直後から、明治維新前後以来の戦没者を神として合祀した国家神道の中心的存在である宗教法人 A 神社に参拝することを明言していた。X は、その言葉どおり、戦没者を慰霊するため、同神社の祭祀のうち最も重要な春秋の例大祭の日ではなく、終戦記念日の近くの平成 20 年 8 月 13 日に、公用車を用い、国家公務員である秘書官を同行させて同神社に赴き、同神社参集所において「内閣総理大臣 X」と記帳、献花料として 5 万円を私費から支払った（同神社での献花の名札には「献花内閣総理大臣 X」と記載されていた）。その後、X は、本殿には昇殿したものの、二拝二拍手一拝のいわゆる神道形式の参拝は行わず、戦没者の霊を祀った祭壇に黙とうした後、深く一礼したにとどまった。また、参拝後、X は、公式参拝であるか否かの報道陣の質問に対し「公式かどうか、私はこだわりません。内閣総理大臣である X が心をこめて参拝した。それだけです。」と答え、公私の別を明確にしなかった。

X の上記行為が憲法第 20 条第 3 項に違反するかについて、具体的な事実を摘示しながら論じなさい。

出題の意図

- 1 政教分離原則をめぐる問題は、法科大学院入試においては頻出分野であり、また、近時最高裁大法廷判決（砂川市住民訴訟事件・最大判平 22. 1. 20）が出されていることから、来年度の法科大学院入試においても出題可能性が高い分野であるといえます。
- 2 また、政教分離原則をめぐる問題は、いわゆる典型論点ですので、準備を怠っていると出題されたときに周囲に書き負けて点を大きく落としかねません。
そこで、今回は、政教分離原則に関する諸論点の理解を試していただくために本問を出題しました。

重要論点

- | |
|--|
| 1 政教分離の意義
2 政教分離の法的性格
3 政教分離の程度
4 政教分離原則違反の判断基準
5 判断基準への当てはめ |
|--|

採点基準

1 論点

ア 政教分離違反の判断基準を導く理由付け

(政教分離の意義, 法的性格及び分離の程度)

優秀: 30 点 良好: 25 点 一応の水準: 20 点 不良: 15 点

イ 政教分離違反の判断基準 (判断基準及び考慮要素)

優秀: 30 点 良好: 25 点 一応の水準: 20 点 不良: 15 点

ウ 判断基準への当てはめ (問題文の事情の摘示及び評価の有無)

優秀: 40 点 良好: 30 点 一応の水準: 20 点 不良: 10 点

2 裁量点 (上記 1 でカバーできない加点や, 正当な別解への配点)

3 合計 100 点 (合格点は 60 点)

論点相互の関係

第1 政教分離の意義

憲法 20 条 3 項は、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」と定め、政教分離原則を規定しているが、内閣総理大臣 X の A 神社参拝は、20 条 3 項の「宗教的活動」に当たり、政教分離原則（§ 20－Ⅰ 後段、Ⅲ、89 前段）に違反するのではないか。政教分離原則の意義及び法的性格との関係で問題となる。

この点、政教分離とは、国家の非宗教性ないし宗教的中立性をいう。憲法は、第 20 条 1 項後段、同条 3 項でこれを規定し、さらに 89 条前段で財政面からこれを担保している。

第2 政教分離の法的性格

では、上記にいう政教分離原則とは、どのような性格を有するのか。この点については、制度的保障説、制度説、人権説の争いがある。この法的性格論は、問題となる行為が、「宗教的活動」（§ 20－Ⅲ）や公金支出の禁止（§ 89 前段）等にあたるかどうかの解釈と密接に関わる問題である。

第3 政教分離の程度

政教分離原則は、国家が宗教に関与することを排除するもの（厳格分離）か、一定の範囲においては関与を認めるもの（相対分離）かについて争いがある。

この点、上記の政教分離の法的性格に関して、人権説に立てば、当然に厳格分離と考えることになるとされる。これに対して、制度的保障説及び制度説に立てば、いずれとも結びつきうるとされる。そして、分離の程度をどのように考えるかによって、政教分離原則違反の判断基準に差異をもたらすことになる。

第4 政教分離原則違反の判断基準

国家の行為が政教分離原則に違反するかどうかの判断基準として、判例は、目的効果基準を採用している。目的効果基準とは、国に禁じられる宗教的活動であるかどうかの判断基準であり、20 条 3 項にいう「宗教的活動」とは、およそ国及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いをもつ全ての行為を指すものではなく、「当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為」をいうとするものである。

重要論点の解説

1. 政教分離の意義

政教分離とは、国家の非宗教性ないし宗教的中立性をいう。憲法は、20 条 1 項後段、同条 3 項でこれを規定し、さらに 89 条前段で財政面からこれを担保している。政教分離原則は、①信教の自由の保障の強化、②民主主義の確立、③宗教の墮落及び国家の専制化の防止、を趣旨とするとされる。

2. 政教分離の法的性格

(1) 総説

政教分離の法的性格論は、問題となる行為が「宗教的活動」や公金の支出禁止（§ 89 前段）等に当たるかどうかの解釈と密接にかかわる問題である。

(2) 学説

ア 制度的保障説（通説）

政教分離は個人の主観的権利ではなく、その保障対象は制度それ自体であって、客観的な制度的保障である。

（根拠）

制度的保障とは、個人の人権保障に資する歴史的伝統的制度の本質を憲法が立法による変更・廃止から保障しようとするものである。政教分離原則は、信教の自由の保障を担保するために歴史的に形成された宗教と国家の結合を否定する制度である。

イ 制度説

政教分離は信教の自由の保障を完全なものにすることに向けられた制度である。

（根拠）

制度的保障は、元来、制度の積極的な創設・維持にかかわるものであるが、政教分離は国教制度を忌避するものであり、これに当てはまらない。また、政教分離を端的に個人の主観的権利と解しうるかは疑問である。

ウ 人権説

政教分離は信教の自由の一内容をなすものであり、政教分離規定はそれ自体人権保障条項である。そのため、政教分離違反があれば人権侵害があったことになり、侵害を受けた者は当然その救済を求めて出訴できる。

（根拠）

信教の自由と政教分離原則を目的と手段の関係にあるとして切り離すことは妥当でない。信教の自由をその反面から保障するものとして宗教と国家との分離原則があるのだから、両者は表裏一体となっている。二つは異なる観点から相俟って広く信教の自由を直接保障するものである。

(3) 判例

最高裁判所昭和 52 年 7 月 13 日大法廷判決（津地鎮祭訴訟・憲法判例百選 I No. 47）は、「政教分離規定は、いわゆる制度的保障の規定であって、信教の自由そのものを直接保障するものではなく、国家と宗教との分離を制度として保障するこ

とにより、間接的に信教の自由の保障を確保しようとするものである」としており、制度的保障説に立つことを明らかにしている。その後の判例もこれを踏襲している。

3. 政教分離の程度

(1) 学説

ア 相対分離説

政教分離といっても、国家と宗教のかかわり合いを一切排除するものではなく、一定限度での結びつきは認められる。

(根拠)

- (ア) 政教分離は、信教の自由を徹底させるため、国家と特定宗教との結びつきを禁止する点に根本趣旨があり、その点に支障がなければ足りる。
- (イ) (制度的保障説から) 制度的保障は、制度の本質(核心)部分の侵害を禁止するものであるから、制度の本質を侵さない限り、国家と宗教の結びつきも認められてよい。
- (ウ) 実際問題として、一方で宗教は広範に社会生活に組み込まれており、他方で国家はそうした社会生活そのものを対象として施策を展開するものであるから、国家はさまざまなところで必然的に宗教とかかわり合いを持つ。現実の国家制度として、特定宗教と関係のある私立学校への公的助成や、宗教的文化財への補助金の支出にみるごとく、国家と宗教の完全な分離は不可能に近いし、また社会生活の各方面に不合理な事態を生じる。

イ 厳格分離説

政教分離原則は、国家と宗教の厳格な分離を要求するものである。

(根拠)

- (ア) 相対分離でよいとすると、国家と宗教の結びつきを容易に許し、ひいては信教の自由の保障そのものをゆるがすことになりかねない。
- (イ) わが国において、過去に国家と神道が結びついた結果、神道の国教化や他宗教の迫害など種々の弊害が生じたことへの反省、及び各種の宗教が多元的・重層的に発達、併存している宗教事情を考えれば、国家と宗教との厳格な分離を憲法は採用していると考えべきである。

(2) 判例

津地鎮祭訴訟判決は、憲法の政教分離原則は、国家が宗教的に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教とのかかわり合いをもつことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらし行為目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いがわが国の社会的・文化的諸条件に照らし信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものである、とし、相対分離説を採用。

4. 政教分離違反の判断基準

(1) 学説

ア 目的効果基準（判例）

「宗教的活動」とは、「当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為」をいう。

その判断に当たっては、「当該行為の主宰者が宗教家であるかどうか、その順序作法（式次第）が宗教の定める方式に則ったものであるかどうかなど、当該行為の外形の側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならない」とする。

イ レーモン・テスト

国家行為が世俗的目的をもつものか否か、その行為の主要な効果が宗教を振興しまたは抑圧するものか否か、③その行為が宗教との過度のかかわり合いを促すものかどうか、という3要件のうち、一つの要件でもクリアできなければ違憲とする。

- * 本問が問題としている神社への内閣総理大臣の参拝に関しては、いくつか裁判例がある。そのうち、大阪高等裁判所平成17年9月30日判決は、小泉内閣総理大臣の参拝につき、目的効果基準により、次のように判示した。

「イ 本件各参拝の目的

本件各参拝は、このような宗教団体である被控訴人靖國神社の備える礼拝施設である靖國神社において、しかもその祭神のご神体を奉安した本殿において、祭神に対し、一礼する方式で拝礼することにより、畏敬崇拝の気持ちを表したものであって、被控訴人小泉としても当然そのような意識をもって参拝したものと認められるから、本件各参拝は客観的に見て極めて宗教的意義の深い行為というべきである。また、本件各参拝に関しては、被控訴人小泉が参列すべき親族、知人等の冠婚葬祭その他の私的な行事のためであったとか、また習俗ないし習慣として宗教的意識が希薄なものであったとする事情も窺えない。

もっとも、被控訴人小泉の本件各参拝前後の談話、所感、発言によると、上記のとおり、被控訴人小泉は、本件各参拝について、政治家として、自民党総裁選の時に公約とした内閣総理大臣としての靖國神社への公的参拝を実現すること及び靖國神社を戦没者追悼の中心的施設とする意見を踏まえ、日本の歴史を受け止め、戦没者に反省と哀悼の意を捧げることなどを参拝の目的とするものであって、これは日本の為政者としての政治的な目的が主たる目的であることを表しているものである。この点について、平成14年3月28日参議院厚生労働委員会における政府参考人（内閣官房内閣参事官）は、靖國神社への公式参拝について、「国民や遺族の多くが、靖國神社を我が国における戦没者追悼の中心的施設であるとし、靖國神社において国を代表する立場にある者が追悼を行うことを望んでいるという事情を踏まえて、専ら戦没者の追悼という宗教とは関係のない目的で行うものであり、かつ、その際、追悼を目的とする参拝であることを公にするとともに、神道儀式によることなく、追悼行為としてふさわしい方式によって追悼の意を表すことによって宗教上の目的によるものでないことが外観上も明らかである場合には、憲法20条3項の規定に違反する疑いのない参拝、つまり公式参拝である」

旨発言している。

しかし、戦没者追悼自体が、必ずしも宗教上の目的によるものではなく、靖國神社が戦没者追悼の中心的施設と見る者が多数いるという事情があり、本件各参拝に、上記戦没者追悼を含む政治的な目的があったとはいっても、本件各参拝の核心部分は、靖國神社の本殿において、祭神と直に向き合って拝礼するという極めて宗教的意義の深い行為である。また、追悼という行為は、宗教的な畏敬崇拝行為に相通じやすい面があり、現に宗教上の礼拝行為に含めて行われることも多いのであるから、追悼行為を、神社において祭神を対象としてする時は、宗教的な観念による畏敬崇拝行為と一体として受け取られるべきものである。他方、戦没者の追悼自体は、被控訴人小泉自身、8月15日には全国戦没者追悼式に出席して式辞を述べているように、靖國神社に参拝しなければ実施できないものではない。したがって、被控訴人小泉において、上記政治的目的の故に、本件各参拝のうち拝礼時等において、祭神への畏敬崇拝の気持ちを有しなかったとか、これを表さなかったとは到底いえないのであって、本件各参拝は、上記政治的目的にかかわらず、その深い宗教的意義を否定できないというべきである。

さらに、本件各参拝を受け容れた被控訴人靖國神社においてももちろん、一般人においても、本件各参拝が、靖國神社本殿において、祭神に拝礼するものであることを考えると、単に戦没者追悼のためだけの行為とは捉えず、祭神を畏敬崇拝する宗教的意義の深い行為と受け取るべきものである。

次に、本件各参拝の態様について、拝礼は神道形式である「二拝二拍手一拝」ではなく、一礼したのみであって、靖國神社のいわゆる正式参拝ではないが、靖國神社においても、正式参拝以外の社頭参拝を認めており、本件各参拝は社頭参拝に比べて宗教的意義がより深いと見られる本殿での拝礼によっていること、被控訴人靖國神社においても、本件各参拝に十分宗教的意義を認めていること…に照らすと、上記参拝の態様から、宗教的意義が浅いとは見ることができない。

ウ 本件各参拝の効果

本件各参拝は、上記のとおり、内閣総理大臣の職務を行うについてなされた公的性格を有するものであり、しかも、靖國神社の本殿において行われている。さらに、被控訴人小泉は、本件各参拝を3度にわたって行ったほか、1年に1度参拝を行う旨意志を表明し、現に4度目の参拝も実行し、国内外に強い批判があるにもかかわらず、あえてこれを実行し、継続している。このように、被控訴人小泉の参拝実施の意図は強固であった。以上については、本件各参拝の態様、本件各参拝に至る経緯、本件各参拝前後の被控訴人小泉の発言等から、一般人においても容易に知りうることであった。

そして、以上に加え、被控訴人小泉が、靖國神社以外の宗教団体、神社、仏閣等に公的参拝したことを認めるに足る証拠はないことも考え合わせると、本件各参拝が、国又はその機関が靖國神社を特別視し、あるいは他の宗教団体に比べて優越的地位を与えているとの印象を社会一般に生じさせ、靖國神社という特定の宗教への強い社会的関心と呼び起こしたことは容易に推認されるところである。これに加え、…本件第1参拝の行われた平成13年8月には、靖國神社に例年より多くの参拝者があり、そのインターネットホームページへのアクセス数が急増したことによっても、本件各参拝が被控訴人靖國神社の宗教を助長、促進する役割を果たしたことが窺える。

エ まとめ

以上のとおりであるから、本件各参拝は、極めて宗教的意義の深い行為であり、一般人がこれを社会的儀礼にすぎないものと評価しているとは考え難いし、被控

訴人小泉においても、これが宗教的意義を有するものと認識していたものというべきである。また、これにより、被控訴人国が宗教団体である被控訴人靖國神社との間にのみ意識的に特別の関わり合いをもったものというべきであって、これが、一般人に対して、被控訴人国が宗教団体である被控訴人靖國神社を特別に支援しており、他の宗教団体とは異なり特別のものであるとの印象を与え、特定の宗教への関心を呼び起こすものといわざるを得ず、その効果が特定の宗教に対する助長、促進になると認められ、これによってもたらされる被控訴人国と被控訴人靖國神社との関わり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものというべきである。

したがって、本件各参拝は、憲法 20 条 3 項の禁止する宗教的活動に当たると認められる。」

参考答案

第1 本問におけるXの行為は、20条3項に違反するか。XのA神社参拝は、宗教的な色彩を帯びるものであるから、これが20条3項の「宗教的活動」に当たるかが、政教分離原則（20条1項後段・3項、89条前段）の意義・法的性格と関連して問題となる。

第2 この点、国家と宗教を分離し、相互に干渉しないという政教分離原則は、わが国において、国家と神道が密接に結び付き、信教の自由に重大な侵害をもたらしたという歴史にかんがみ、信教の自由を確実に保障し実現するために、制度的保障として採用されたものであると解する。そして、かかる趣旨からすれば、国家と宗教の完全な分離が理想とはいえる。

しかし、政教分離原則は、元来、国家と宗教の分離を制度として保障することにより、間接的に信教の自由を保障しようとするものである。また、福祉国家理念（25条）の下では、教育、福祉等に関する助成等において、国家と宗教とは一定のかかわり合いを免れない。

したがって、政教分離原則は、国家が宗教とのかかわり合いをもつことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらす行為の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いが諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものであると解すべきである。

そして、20条3項は、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」と規定するが、ここにいる宗教的活動とは、前述の政教分離原則の意義に照らしてこれをみれば、およそ国及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いをもつすべての行為を指すものではなく、そのかかわり合いが右にいう相当とされる限度を超えるものに限られるというべきであって、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべきである（目的効果基準）。

第3 そこでまず、目的の点を検討する。たしかに、A神社に参拝したXの宗教的意識は「戦没者の慰霊」にあり、戦没者の慰霊という行為それ自体は、宗教等の枠を越えた普遍的な情感であるともいえることからすれば、参拝の目的は世俗的目的であって宗教的意義を持たないとも思われる。

また、Xの参拝が、いわゆる神道方式によらずになされている点、及び、参拝日がA神社の祭祀のうち最も重要な春秋の例大祭の日ではなく、終戦記念日の近くの平成20年8月13日である点については、宗教的行為としての性格を薄める事情ともいえる。

しかしながら、A神社は、明治維新前後以来の戦没者を神として合祀した国家神道の中心的存在であり、神道の祭祀を行うことを目的とする宗教法人である。そうであるとすれば、戦没者を追悼するための参拝というAの主観的意図を超えて、甲神社の祭神という超人間的・超自然的存在に対する畏敬崇拝の意を表す宗教的なものと考えるのが素直といえる。

さらに、祭神に対する礼拝は、その宗教固有の方式によらなくても、一般人の評価において祭神に対する畏敬崇拝の意を表す宗教的なものであることに変わりはない。

以上より、Xの参拝の目的は、宗教的意義をもつといえる。

第4 次に効果の点について、Aは、私費から献花料を支出したり、公私いずれの資格で参拝したかを表明したりしなかったことから、神道を援助、助長、促進する効果を持つとはいえないとも思われる。

しかし、Xは、就任直後からA神社に参拝することを明言しており、これはXの強い意志を推認させるところ、このことからすると、Xの当該参拝は、政治的効果を狙ったものと考えられる。加えて、Xは、公用車でA神社に赴き、わざわざ三権の一角を担う内閣の長である「内閣総理大臣」の肩書きで記帳していること、献花の名札には「献花内閣総理大臣X」との記載がなされていること、報道陣の質問に対し私人の立場で参拝したとは明らかにしていないことを併せて考えると、Xの参拝は、国家がA神社を特別視し、あるいは他の宗教団体に比して優越的地位を与えているとの印象を一般人に対して生じさせるといえる。

したがって、Xの参拝の効果は神道に対する援助、助長、促進になる。

第5 以上から、Xの参拝による国家とA神社とのかかわり合いは相当と認められる限度を超えているから、Xの参拝は、20条3項の「宗教的活動」に当たり、同条項に違反し違憲である。

以 上

答案作成上のアドバイス

本問は、政教分離に関する理解を問うものです。このような問題では、仮に判例に反対する場合であっても、判例の採用する目的効果基準について理解を示し、これを自説として採用しない理由を述べておくことが望ましいといえます。

その上で、本問におけるXの具体的行為をいかに評価するのか、あてはめが答案の優劣を分ける分水嶺になるといえます。特に、①Xは「内閣総理大臣」であること、②A神社は国家神道の中心的存在であること、③Xは、戦没者を慰霊するために参拝したこと、④Xは、春秋の例大祭の日ではなく終戦記念日近くの8月13日に参拝したこと、⑤Xは、公用車を用い、秘書官を同行させ、「内閣総理大臣X」と記帳し、献花の名札には「献花内閣総理大臣X」と記載されていたこと、⑥献花料の5万円はXの私費から支払っていること、⑦Xは、いわゆる神道形式の参拝は行っていないこと、及び、⑧Xは、公私の別を明確にしなかったこと、の事実をどのように評価するかがポイントとなるでしょう。

もっとも、上記の①から⑧の事実のすべてを摘示し、評価することは時間的制約から難しいですから、自分なりに事実の重み付けをし、重要であると考えた事実を優先して答案作成を行っていくのがよいでしょう。

なお、これらの事実を摘示し、説得力のある評価がなされていれば、結論は合憲、又は、違憲のいずれであっても構いません。

参考文献

- 1 野中ほか・憲法Ⅰ P306～
- 2 芦部・憲法 P145～
- 3 デバイス・ネオ憲法 P111～